

	優遇措置	内容	連絡先他
法人税・消費税・源泉税	法人税・消費税・源泉所得税・申告所得税に係る申告・納付の期限延長	<p>・申告・納付の期限延長が認められる場合 体調不良により外出を控えている 平日の在宅勤務を要請している自治体に住んでいる 感染拡大防止のため在宅勤務をしている 感染拡大防止のため外出を控えている 取引先に感染症の影響があり決算作業が間に合わない等</p> <p>左記の理由等により期限までに申告・納付が困難な場合</p> <p>・申告・納付期限 申告書を作成することが可能となった時点</p> <p>・手続き 申告書余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載</p> <p>※別途、申請書等の提出は不要</p>	●管轄の税務署
固定資産税	固定資産税の軽減 ※関係法案が国会で成立することが前提であるため詳細はまだ決まっていません	<p>・2020年度分 事業収入が前年同月比20%以上減少の場合 1年間の納税猶予が可能</p> <p>・2021年度分 2020年2月～10月までの任意の3か月間の収入の対前年同期比減少率 30%～50%未満 減免率50% 50%以上減少 減免率100%</p>	●中小企業庁 事業環境部 財務課 電話 03-3501-5803 ●各市町村役場 税務課
社会保険料	厚生年金保険料の猶予 ※この制度は新型コロナウイルス感染症に伴う特別の措置ではなく従前からの制度です。	<p>・申請による換価の猶予 要件：保険料を一時に納付した場合、事業の継続等を困難にする恐れがある場合 猶予期間：1年の範囲内 申請方法：年金事務所に申請書を提出 ※「換価」とは保険料の支払いがない場合に、事業者の財産を差押えして金銭に変えることをいい、「換価の猶予」とは、その差押行為を猶予することをいう。</p> <p>・申請による納付の猶予 要件：事業につき著しい損失(前年の利益の2分の1を超える損失)を受けた場合等 猶予期間：1年の範囲内 申請方法：年金事務所に申請書を提出</p>	●管轄の年金事務所
	国民年金保険料の免除・猶予制度 ※この制度は新型コロナウイルス感染症に伴う特別の措置ではなく従前からの制度です。	<p>・保険料免除制度 要件：本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合等 免除額：全額、4分の3、半額、4分の1の4種類 申請方法：市役所、町村役場の国民年金担当窓口</p> <p>・保険料納付猶予制度 要件：20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合 申請方法：市役所、町村役場の国民年金担当窓口</p>	●市役所、町村役場の国民年金担当窓口
	健康保険料	<p>・協会けんぽに関する問い合わせ</p> <p>・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免や支払期限に関する相談</p>	●管轄の年金事務所 ●各区役所の保険年金課 収納係
福岡市の対応	店舗への家賃支援	福岡県から出された休業の協力要請・協力依頼を受け休業した中小企業・小規模事業者の店舗賃料の 5分の4(上限50万円) を支給 対象期間：R2.4.7~R2.5.6 対象施設：おおむね15日以上休業した施設や時間短縮営業した飲食店等 申請時期：5月中旬の予定	●福岡市 店舗への家賃支援お問い合わせダイヤル 092-401-0019 ※現在、調整中でネットで確認できる以上の詳細は未定
	ライブハウス等の映像配信設備等にかかる経費支援	無観客での映像配信設備等にかかる経費(カメラ、PC等の機材費、Wifi等の通信環境整備費等) 支援額： 上限50万円	●福岡市 観光文化局 国際経済・コンテンツ部コンテンツ振興課 電話 092-711-4329
	宿泊施設内の消毒・除菌対応等安全対策強化にかかる経費支援	宿泊施設内の消毒・除菌対応等安全対策強化にかかる経費 支援額： 上限50万円	●福岡市 経済観光文化局 観光ペンション部 観光産業課 電話 092-711-4353
	飲食店のデリバリー等対応促進にかかる支援	飲食宅配事業を推進するため、事業に参画する意向のある飲食店等を募集し、1,000円以上のクーポンやポイントの利用につき1件500円分を福岡市が支援する	●福岡市 経済観光文化局 観光ペンション部 クルーズ課 電話 092-711-4559

申請者	目的	手段	制度の名称	内容	必要書類等	連絡先他
個人	生活支援	貸付	緊急小口資金(特例)	貸付上限額 10万円 (特別の場合20万円) 据置期間: 1年以内、償還期間: 2年 無利子、保証人不要	実印、住民票、運転免許書等本人確認書類 所得課税証明書や収入の減少が分かる書類 口座番号が分かる書類	●福岡市社会福祉協議会 生活福祉資金受付センター 福岡市中央区荒戸3-3-39福岡市市民福祉プラザ4階 電話 (専用電話) 受付: 月~金 9:00~17:00 080-8559-5794、080-8559-5795 080-8569-6274、080-8569-6275
			総合支援資金(特例)	貸付上限額 15万円 (単身世帯) 20万円 (2人以上世帯) 据置期間: 1年以内、償還期間: 10年 無利子、保証人不要		
事業主	事業継続	貸付	①セーフティネット4号 (業種指定なし)	借入債務の100%を信用保証協会が保証 前年同月比売上20%以上減少していること	実印、認定申請書、売上高&売上明細表 会社の謄本(個人は確定申告書写し)等	●福岡市中小企業サポートセンター 福岡市博多区博多駅前2-9-28福岡商工会議所ビル2F 電話 092-441-2171 ■セーフティネット保証の保証とは? ・既存の融資とは別枠の保証が受けられる ・返済不能となった場合の保証協会による代位弁済が受けられる ※代位弁済後は債務者は信用保証協会に対して債務の返済をしなければなりません ■手続き 市町村の認定 ⇒ 信用保証協会・保証申込 ⇒ 金融機関と融資の契約
			②セーフティネット5号 (業種指定あり)	借入債務の80%を信用保証協会が保証 前年同月比売上5%以上減少していること		
			③経営安定化特別資金 対象者: セーフティネットの保証の認定を受けた方	セーフティネット4号の認定を受けた場合 融資限度額 1億円 融資期間 10年(据置期間2年) 利率 1.30% 保証料率 0%		
			セーフティネット5号の認定を受けた場合 融資限度額 1億円 融資期間 10年(据置期間2年) 利率 1.30% 保証料率 0.4%			
			④セーフティネット貸付	売上高5%以上減少 利率 当初3年間 0.2%か0.46% (利子補給制度あり) 4年目以降 1.11%か1.36% 融資期間 設備資金20年、運転資金15年 担保 無担保	売上減少申告書(指定の形式あり) 2期分の決算書(法人の場合は申告書も) 法人の謄本	●日本政策金融公庫 福岡支店 福岡市博多区博多駅前3-21-12 電話 092-411-9111 福岡西支店 福岡市中央区大名1-4-1NDビル 電話 092-712-4381
事業主	休業補償	助成金	雇用調整助成金(特例)	休業手当に対する助成率 中小企業80% 解雇をしない場合の助成率 中小企業90% ※雇用保険の適用事業所であること ※休業手当=平均賃金の60%以上	休業等実施計画届 事業活動の状況に関する申出書	●福岡助成金センター 福岡市博多区博多駅前2-11-1福岡合同庁舎本館1F 電話092-411-4701
			小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 ※小学校等=小学校、幼稚園 保育所、認定こども園等	休暇中に支払った賃金相当額×100% (限度額8,330円) ※労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた場合		
			小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 ※フリーランス向け	就業できなかった日、1日当り4,100円(定額)		
事業主	事業継続	給付金	持続化給付金	給付額 法人: 下記Aと200万円の少ない方 個人: 下記Aと100万円の少ない方 《計算式》 ①.前年の総売上 ②.前年同月比50%以上ダウンした月の売上 ①-②×12ヶ月=A	確定申告書控 減収月の事業収入を示した帳簿等	●中小企業 金融・給付金相談窓口 電話 0570-783183 (平日・休日9:00~17:00) ※詳細は4月最終週を目途に確定・公表予定